

府中市特別支援教育推進計画

第3次推進計画

令和2年3月
府中市教育委員会

はじめに

府中市教育委員会は、これまで、第1次（平成17年度）、第2次（平成25年度）と府中市特別支援教育推進計画を策定し、就学相談の充実や特別支援教室の整備など、個に応じた指導・支援の充実や障害のある幼児・児童・生徒に対する実効性のある取組を推進してきました。

平成17年度の第1次推進計画策定時と比べると、障害者の権利に関する条約の批准や、それに伴う「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」など、障害者を取り巻く環境も大きく変わっています。

今後、障害のある人もない人も互いに尊重し合いながら暮らしていける「共生社会」を実現するためには、これまで以上に障害者の「自立と社会参加」を促進する必要があり、障害のある幼児・児童・生徒の能力を最大限に伸長する「多様な学びの場」における特別支援教育が重要な役割を果たしていくこととなります。

府中市特別支援教育推進計画第3次推進計画では、「東京都特別支援教育推進計画（第二期）第一次実施計画」やこれまでの府中市教育委員会の取組を踏まえ、市内全ての公立幼稚園、小学校、中学校における特別な教育的支援を必要とする幼児・児童・生徒に対して、適切な指導及び支援を行うための施策を示しております。

府中市教育委員会は、本計画を着実に推進することで、障害のある幼児・児童・生徒への特別支援教育の一層の充実を図っていきます。今後とも、保護者の方々を始め、教育関係者、市民の皆様の一層のご理解、ご支援をいただきますよう、お願い申し上げます。

令和2年3月

府中市教育委員会

< 目 次 >

はじめに

第1章 府中市特別支援教育推進計画第3次推進計画の概要

- 1 推進計画の背景
- 2 推進計画の目的等
- 3 推進計画の基本的な考え方
- 4 第2次推進計画を振り返って

第2章 特別支援教育推進施策の方向性と取組

方向性 小中学校における取組

- 取組1 通常の学級における特別支援教育の充実
- 取組2 知的障害特別支援学級における指導の充実
- 取組3 特別支援教室における指導の充実
- 取組4 通級指導学級（言語障害、難聴）における指導の充実
- 取組5 特別支援教育に関する専門性の向上

方向性 取組を支える環境の整備

- 取組1 教育相談体制の充実
- 取組2 就学相談の充実
- 取組3 児童生徒のライフステージにおける連続性のある支援

方向性 保護者、地域及び関係機関との連携

- 取組1 特別支援教育の理解推進
- 取組2 保護者、地域及び関係機関との連携

第3章 資料

第1章 府中市特別支援教育推進計画第3次推進計画の概要

1 推進計画の背景

(1) 第2次府中市学校教育プラン

< 府中市学校教育プランの基本理念 >

ふるさと府中に誇りをもち、世界に活躍する府中っ子を育てる

府中市の教育の基本理念と施策の方向性を示すものとして策定された府中市学校教育プランの基本理念は、府中市で育つ子供たちに、自分の育ったまちにふるさととしての誇りを持ち、やがては社会の一員として、府中市の未来を創っていく人になってほしい、そして、世界を舞台に活躍することのできる、自ら考え行動する「生きる力」を持った人間に育ててほしい、そのような願いの下で設定されています。平成26年度から令和3年度までの8年間については、「第2次府中市学校教育プラン」の計画期間となります。

府中市特別支援教育推進計画を策定する上で、第2次府中市学校教育プランとの整合性に配慮し、この基本理念の実現を目指します。

(2) 第6次府中市総合計画後期基本計画における目指す姿

ICT教育や教育相談体制等の教育環境が充実し、児童・生徒が学ぶことの楽しさを味わいながら、健やかに成長しています。(施策50 教育環境の充実)

子供たちに知・徳・体の調和の取れた「生きる力」を育成することを目指して、学校、保護者及び地域社会が一体となって、教育・指導内容の充実を図っています。これにより、変化の激しいこれからの社会を、こころ豊かにたくましく生き抜き、郷土府中の将来を支える人材が育っています。(施策51 教育・指導内容の充実)

平成30年度から令和3年度までの4年間を計画期間とする後期基本計画において、特別支援教育に関連する施策は、施策50 教育環境の充実、施策51 教育・指導内容の充実が挙げられます。施策51に関連する主な事務事業として、特別支援教育事業があり、計画期間中の取組内容は、「児童・生徒一人一人の特別な教育的ニーズを把握し、そのニーズに的確に応えるとともに、児童・生徒の能力や可能性を最大限に伸長することを基本理念に、施策を展開します。」としています。

(3) 東京都特別支援教育推進計画(第二期)・第一次実施計画

東京都特別支援教育推進計画(第二期)の基本理念

共生社会の実現に向け、障害のある幼児・児童・生徒の自立を目指し、一人一人の能力を最大限に伸ばして、社会に参加・貢献できる人間を育成

東京都教育委員会が策定した東京都特別支援教育推進計画(第二期)の計画期間は、平成29年度から令和8年度までの10年間で、第一次実施計画としての計画期間は、平成29年度から令和2年度までの4年間となっています。

小学校・中学校における特別支援教育の充実という項目では、「多様な学びの場」の充実に向けて、障害のある児童生徒が地域において教育を受けられる体制を構築するためには、小学校、中学校における指導・支援や、教育環境の充実が必要であること、発達障害のある児童・生徒が、他者との関わり方や学習の仕方等将来の自立を図る上での素地を築くためには、義務教育段階における適切な支援が必要であることが示されています。

特別支援教室の設置に関しては、平成30年度までに、全ての小学校での設置を、令和3年度までに全ての中学校での設置を目指しています。

府中市においては、平成30年度に全ての小学校22校に設置し、令和2年度に全ての中学校11校に設置する予定です。

(4) 新学習指導要領(平成29年告示)の実施

小学校においては令和2年度に、中学校においては令和3年度に新しい学習指導要領が全面実施されます。

○ 小学校学習指導要領第1章第4の2 特別な配慮を必要とする児童への指導

(1) 障害のある児童などへの指導

児童の障害の状態等に応じた指導の工夫

特別支援学級における特別の教育課程

通級による指導における特別の教育課程

個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用

小学校学習指導要領解説(平成29年告示)

学校教育法第81条第1項では、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等において、障害のある児童生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うことが規定されています。

小学校の新学習指導要領では、全ての教師が障害に関する知識や配慮等についての正しい理解と認識を深め、障害のある児童などに対する組織的な対応ができるようにしていくことが重要であると示されています。

また、今回の学習指導要領の改訂では、総則のほか、各教科等についても、「第3指導

計画の作成と内容の取扱い」に当該教科等の指導における障害のある児童に対する学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが規定されています。

(5) 特別支援教育をめぐる近年の動き

- ・ 障害者の権利に関する条約¹ (以下「障害者権利条約」という。) の発効 (平成 26 年 2 月)
- ・ 障害者基本法の改正 (平成 23 年 8 月)
- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律² の施行 (平成 28 年 4 月)
- ・ 改正された 発達障害者支援法³ の施行 (平成 28 年 8 月)

平成 26 年の府中市特別支援教育推進計画第 2 次推進計画の策定以降、障害者や府中市を取り巻く状況は変わっています。

また、国から、障害者権利条約第 24 条に規定されたインクルーシブ教育システムの構築に向け、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」が示されました。共生社会の形成に向けては、障害者権利条約に基づく インクルーシブ教育システム の理念が重要であり、その構築のためには、特別支援教育を着実に進めていく必要があるとされています。

このほかにも、幼児、児童、生徒を取り巻く状況の変化についても、医療技術の進歩や ICT 機器を利用した教育の充実など、社会状況の変化に的確に対応した教育を推進し、幼児、児童、生徒の生きる力を伸ばしていくことが求められています。

1 障害者の権利に関する条約

障害者の教育については、第 24 条に規定されており、教育についての障害者の権利を認め、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保することとされています。

2 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

障害を理由とした不当な差別的扱いの禁止や障害者に対する合理的配慮の提供が、行政機関等の法的義務と定められるなど、障害を理由とする差別解消を推進し、共生社会の実現に資することを目的としています。

3 発達障害者支援法

教育に関しては、第 8 条において、国及び地方公共団体は「可能な限り発達障害児が発達障害でない児童とともに教育を受けられるよう配慮」することや、「個別の教育支援計画の作成」及び「個別の指導に関する計画の作成の推進、いじめの防止等のための対策の推進」をすることが新たに規定されました。

4 インクルーシブ教育システム

障害者の権利に関する条約では、条文の第 24 条に「障害者が障害を理由として教育制度一般から排除されないこと及び障害のある児童が障害を理由として無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと」とあります。インクルーシブ教育システムとは、この理念に基づく教育制度のことを指します。

2 推進計画の目的等

(1) 推進計画の目的

本推進計画は、共生社会の実現に向け、子供たちや家庭、地域を取り巻く環境の変化に鑑み、障害の有無にかかわらず、子供たち一人一人がもつ能力を最大限に伸長することができる環境を確保するため、子供たちやその保護者、地域にとって必要な特別支援教育に関連する施策を計画的に実施するために策定するものです。

(2) 推進計画の位置付け

本推進計画は、国や都の動向及び第2次府中市学校教育プランを踏まえ、平成30年度までを計画期間としている府中市特別支援教育推進計画第2次推進計画の主旨を内包した計画として策定します。

(3) 計画期間

本推進計画は、令和2年度から令和4年度までの3年間を計画期間とします。

3 推進計画の基本的な考え方

府中で育つ子供には、変化が激しく、多様化する社会の中で、その一員として世界で活躍できる自立した人になってほしいと考えます。そのために、就学前から社会に出るまでの間、切れ目のない支援を行い、障害の有無にかかわらず、一人一人がもっている能力を最大限に伸ばせる、誰にとっても住みやすく、子供たちが心身共に安心して豊かに育まれる環境を、あらゆる社会の資源と連携し、府中市が共生社会の実現を実感しながら、地域ぐるみで構築できる社会を目指します。

基本理念

未来社会を創る子供たちの共生社会の実現、地域全体で大切に育て、一人一人がもつ能力を多様な学びの場において最大限に伸ばし、子供たちの自立と社会参画を目指す。

計画策定三つの方向性

- <方向性 > 小中学校における取組
- <方向性 > 取組を支える環境の整備
- <方向性 > 保護者、地域及び関係機関との連携

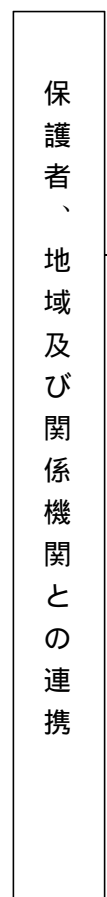
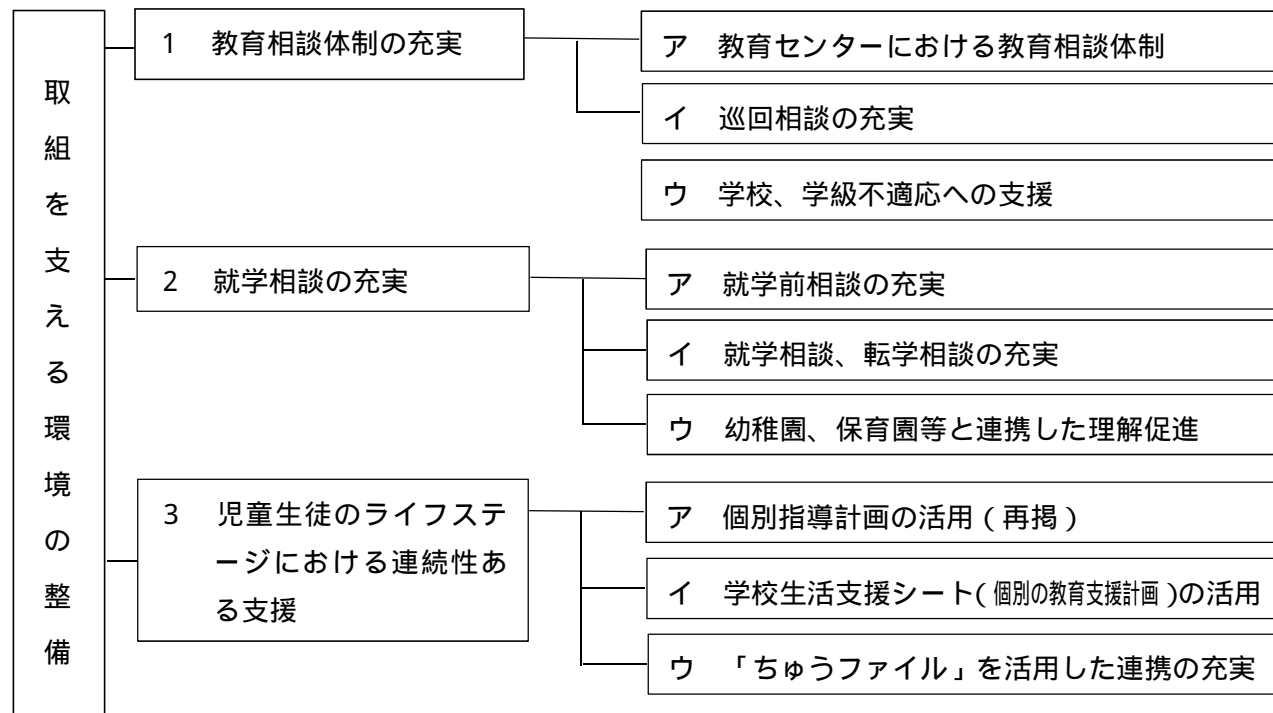
(1) 府中市特別支援教育推進計画第 3 次推進計画の体系



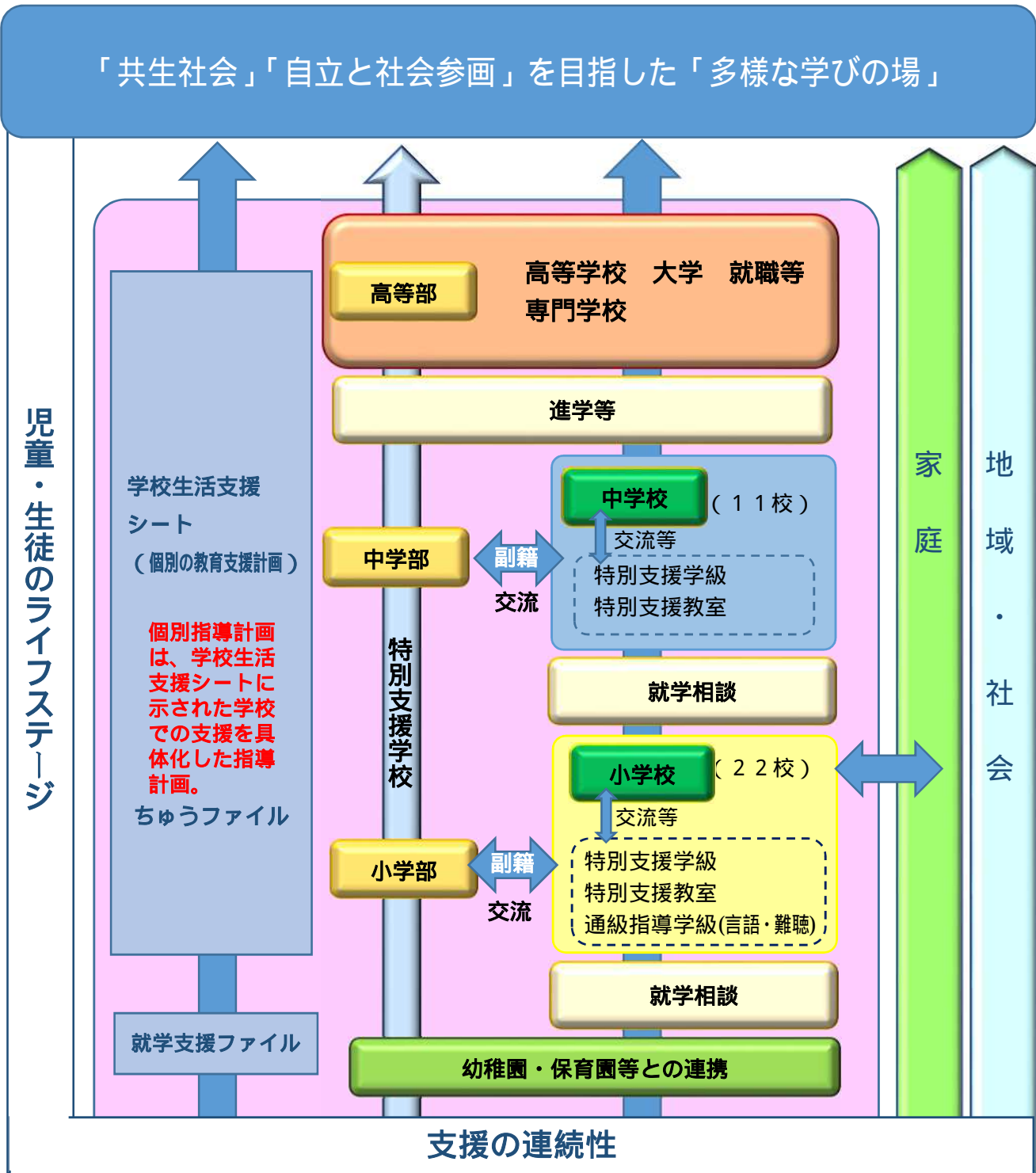
方向性

取組

具体的な方策



(2) 児童生徒のライフステージにおける支援の連続性



4 第2次推進計画を振り返って
 ここでは、「第2次推進計画」における取組の成果と課題について示します。

○ 「第2次推進計画」と「第3次推進計画」
 < 第2次推進計画 >

- (1) 安心して、豊かに学ぶための教育支援を積極的に推進します。
- (2) 学校全体で教育支援を行うために、学校体制を整備します。
- (3) 質の高い教育を行うために、教員の資質・専門性の向上を図ります。
- (4) ライフステージに応じた相談及び相談支援体制を充実します。
- (5) 府中市における関係機関ネットワークづくりを推進します。
- (6) 学校関係者、市民への特別支援教育に関わる情報を発信します。

< 第3次推進計画 >

- 小中学校における取組
 - 1 通常の学級における特別支援教育の充実
 - 2 知的障害特別支援学級における指導の充実
 - 3 特別支援教室における指導の充実
 - 4 通級指導学級(言語障害、難聴)における指導の充実
 - 5 特別支援教育に関する専門性の向上
- 取組を支える環境の整備
 - 1 教育相談体制の充実
 - 2 就学相談の充実
 - 3 児童生徒のライフステージにおける連続性ある支援
- 保護者等、地域及び関係機関との連携
 - 1 特別支援教育の理解推進
 - 2 保護者、地域及び関係機関との連携

【 「第2次推進計画」成果と課題 】

(1) 安心して、豊かに学ぶための教育支援を積極的に推進します。

- 通常の学級に在籍する発達障害児等を含めた支援の充実

【成果】

「学校経営支援員」や「特別支援学級補助員」、「合理的配慮支援員」が配置され、特別な支援が必要な児童・生徒の支援が行われています。

【課題】

令和2年度から、会計年度任用職員制度の開始に伴う支援員や補助員に関する雇用形態の見直しが必要となります。学校のニーズを踏まえた制度改正を実施いたします。

- 特別支援学級の充実

【成果】

平成30年度に、全ての小学校に特別支援教室を設置しています。巡回指導教員の拠点になる学校は、情緒障害等通級指導学級を設置していた5校になります。

【課題】

令和2年度に、全ての中学校に特別支援教室を設置するため、計画的に準備を進め教育活動を円滑に実施していくことが必要となります。

- 特別支援巡回チーム（専門家チーム）による学校支援の充実

【成果】

心理士4名に教育職2名を加えた6名体制で、課題のある児童生徒に関する教員からの相談等に応じています。

【課題】

学校からの要請に応じた随時訪問だけでなく、定期的に学校を訪問し、校内委員会への出席、教員への研修等を通じて、より一層、学校と連携していくことが必要となります。

(2) 学校全体で教育支援を行うために、学校体制を整備します。

- 校（園）内委員会のより一層の充実

【成果】

全ての府中市立学校で校内委員会が設置され、特別な支援が必要な幼児・児童・生徒の支援体制等について共通理解や協議が行われています。子供たち一人一人の教育的ニーズに対応するために計画的に運営されています。

【課題】

学校によって、校内委員会の出席者、検討内容、回数等が異なるため、より一層、校（園）内委員会を充実させていくことが必要となります。

○ 特別支援教育コーディネーターの複数指名

【成果】

一部の学校においては、学校の実態に応じて、複数の教員が特別支援教育コーディネーターに指名されています。

【課題】

複数指名が行われている学校については実態を把握するとともに、複数指名の必要性を検討する必要があります。

○ 個別指導計画、個別の教育支援計画等の充実

【成果】

特別な支援が必要な児童・生徒の個別指導計画は、全校で作成されています。

【課題】

学校生活支援シート（個別の教育支援計画）と就学支援シートについて、「ちゅうファイル」との一体的な運用を図っていく必要があります。今後は、関係部署、関係機関との連携を図っていく必要があります。

（3）質の高い教育を行うために、教員の資質・専門性の向上を図ります。

○ 教員の主体的な研究・研修の充実

【成果】

特別支援学級の担当教員は、作業療法士等の専門家を招へいした研修を毎年行ったり、都立特別支援学校の見学を行い教材・教具の研究に努めたりし、主体的に研さんを重ねています。

【課題】

学校間や障害種間で研修内容に偏りが見られるので、計画的な研究・研修の取組を実施していく必要があります。

○ 教員研修の充実

【成果】

障害児の基本的な理解やユニバーサルデザインの授業づくりの視点などについて、理解推進を図ることができました。

【課題】

市立学校教員対象の研修内容については、内容や回数を精選し実施していく必要があります。

○ 特別支援教育推進連絡会の充実

【成果】

特別支援学級設置校長会、小学校特別支援教室拠点校連絡会、中学校特別支援教室設置プロジェクトチームを開催し、教育委員会と学校が連携と協力を図り、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて、継続的に支援していく体制を整備することができました。

【課題】

特別支援教育推進計画の成果と課題について、特別支援教育協議会（仮称）を定期的で開催して検討を行う必要があります。

(4) ライフステージに応じた相談及び相談支援体制を充実します。

○ 特別支援相談室の充実

【成果】

教育相談、就学相談、巡回相談、スクールソーシャルワーカーが連携し、学校や家庭における課題の解決を図ることができました。

【課題】

近年、相談内容は多岐にわたるとともに、多様化・複雑化しています。そのため、より一層、関係機関との連携を充実させる必要があります。

○ 幼児・児童・生徒一人一人の適切な就学

【成果】

子ども発達支援センターあゆの子(心身障害者福祉センター) 保育所、幼稚園等と連携を行い、就学前の子供の保護者への支援を図ることができました。

【課題】

就学前機関との連携だけでなく、市内における発達障害児への支援に係る連絡会等を通じて、関係機関との連携、協力体制の構築をより一層図る必要があります。

○ 就学・転学相談の充実

【成果】

就学支援協議会の開催回数を見直し、行動観察を同日に行う協議会を開催することができました。

【課題】

入学後の学級での生活、学習状況等の適応状況を把握し、学校、保護者に対し就学相談員による継続相談を充実させる必要があります。

(5) 府中市における関係機関ネットワークづくりを推進します。

○ 副籍の充実・都立特別支援学校との連携

【成果】

副籍の理解が広まり、副籍を置く児童生徒の数は増加しました。

【課題】

小学校での直接交流を中学校でも継続していくよう、交流のやり方を検討していく必要があります。

○ 大学との連携の強化：発達心理学専攻等の大学院生による教育支援

【成果】

東京都のスクールカウンセラー事業により、全ての小中学校にスクールカウンセラーが配置され、府中市が独自に行う巡回相談を学校に派遣することにより、学校に対する教育支援を充実させることができました。

【課題】

スクールカウンセラーの全校配置等により、大学院生による教育支援については、行いませんでしたが、今後も、府中市の教育課題を鑑み、大学等との連携を検討する必要があります。

- 子ども発達支援センターあゆの子(心身障害者福祉センター)等、就学前施設との連携

【成果】

支援が必要な子供について、就学相談や教育相談などに関連し連携しています。

【課題】

福祉関係機関と同様、庁内における発達障害児への支援に係る連絡会等を通じ、令和6年度供用開始予定の「府中市児童発達支援センター(仮称)」等の関係機関との連携及び協力体制の構築をより一層図る必要があります。

- (6) 学校関係者、市民への特別支援教育に関わる情報を発信します。

- P T A・保護者等への説明と理解

【成果】

P T A主催の研修会や保護者会で特別支援教育をテーマにした話をしたり、府中市及び教育委員会発行の広報やホームページに特別支援教室についての記事を掲載するなど、特別支援教育関係の理解を促しました。

【課題】

府中市及び教育委員会発行の広報に定期的に記事を掲載したり、教育センターのホームページをこまめに更新するなど、特別支援教育に関する最新の情報や府中市の取組状況が分かる情報を、積極的に発信する必要があります。

- 児童・生徒の理解啓発

【成果】

特別支援教室の開始に当たり各学校において、拠点校の巡回指導教員や各学校の教員が、子供たちに分かるよう工夫しながら丁寧に説明を行いました。

【課題】

交流及び共同学習による相互理解や、各学校に在籍している様々な障害のある児童生徒に関する周囲の児童・生徒や保護者に対する障害理解の啓発について、更に取り組む必要があります。

第2章 特別支援教育推進施策の方向性と取組

方向性	小中学校における取組
-----	------------

取組1 通常の学級における特別支援教育の充実

ア 人権教育の一層の推進

人権尊重の理念に基づき、障害のあるなしにかかわらずお互いを尊重し多様性を認め合う態度の涵養や、いかなる差別やいじめも決して許さないという人権感覚の醸成を目指した教育活動を一層推進します。東京都人権施策推進指針に示された様々な人権課題 などに関わる偏見や差別意識の解消を図るための教育を推進します。

また、2020東京大会を契機としたオリンピック・パラリンピック教育を通じて重点的に育成する5つの資質である、「ボランティアマインド」「障害者理解」「スポーツ志向」「日本人としての自覚と誇り」「豊かな国際感覚」を引き続き育成します。

イ 個に応じた指導の更なる充実

「学校経営支援員」「合理的配慮支援員」「特別支援学級補助員」を活用し、個に応じた指導の充実を図ります。

また、障害の有無にかかわらず、全ての児童生徒が学ぶ喜びを実感できるように、授業のねらいの明示や、分かりやすい指示・発問の徹底、授業時間の構造化等、指導方法の工夫改善を図ります。

ウ ユニバーサルデザインに基づく指導と学級づくり

個人に対する特別な教育的支援は、他の児童生徒にとっても役に立つ支援となることを念頭に置いて、普段の学校生活や学習の進め方等を見直しながら、分かりやすい授業づくりを推進していきます。

5 東京都人権施策推進指針に示された様々な人権課題

女性、子供、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者・ハンセン病等、犯罪被害者やその家族、インターネットによる人権侵害、北朝鮮による拉致問題、災害に伴う人権問題、ハラスメント、性同一性障害者、性的指向、路上生活者などの人権課題

6 「学級経営支援員」「合理的配慮支援員」「特別支援学級補助員」

府中市教育委員会における学校支援のための包括的な支援員制度

< 指導方法の工夫改善（例） >

○ユニバーサルデザインの視点からの授業改善			
指導の方法	1	つまずきの想定	教材準備の段階で、予想されるつまずきを想定し、その手だてを用意する。
	2	授業のねらいの明示	毎時間、黒板の一定の位置に明示し、1時間消さずに記載する。
	3	分かりやすい発問・指示	1回で一つの発問・指示をする。抽象的な表現を避け、具体的な指示をする。
	4	スモールステップ化	順序や学び易さ、発展性を考慮しながら、学習目標に到達するように課題を細分化して提示する。
	5	視覚化	板書や教材、教具を工夫したり、ICT機器を活用したりして、考えや学習内容を視覚化する。
	6	話し合い活動	児童生徒自身が考えや学んだことを伝え合う機会を設け、全員が学習に参加できるようにする。
	7	ルールの明確化	学習時のルールを「暗黙の了解」にせず、分かりやすく明示し、児童生徒と教師で共有する。
	8	時間の構造化	学習の流れや全体像（本時の予定や単元の計画等）を児童生徒につかませる。
	9	分からない・できないの発信	児童生徒が「分からない」「できない」を発信できる実効的な機会を確保する。
	10	クラス内の理解促進	相互理解や、間違いが許される学級文化を育む。
学習環境の整備	11	整理整頓	置き場所や置き方を写真や図で示すなどして、学習環境を作るとともに、片付けやすくする。
	12	場の構造化	物品や掲示物など教室のレイアウトを工夫し、子供たちが作業や活動をしやすくなるようにする。
	13	刺激量の調整	授業で不要な物品や掲示等を隠したり、大きな音が出ないように工夫したりして、子供たちが学習に集中できる環境を作る。
	14	教室環境の共通化	どの教室にも同じ場所に同じものがあるなど、特別支援教育の視点を取り入れた教室内の環境づくりを行う。

エ 校内委員会の充実

特別な支援・指導を要する児童生徒の実態把握や、特別な教育的ニーズに応じた支援・指導について、学校と必要な関係者から編成される校内委員会で対応していくために、巡回相談を学校に派遣するなどして、特別支援教育に関する校内委員会の充実を図ります。

- 7 特別支援教育に関する校内委員会
特別な教育的ニーズに応じた支援・指導を組織的に検討する校内委員会

オ 通常の学級と特別支援教室との連携

発達障害のある児童生徒への指導を充実するために、特別支援教室との連携した指導を意図的、計画的に行えるよう、個別指導計画の作成、活用などを通じたアセスメントに基づく個別指導の充実を図る。

カ 特別支援教育におけるICT機器の活用

都が作成しているICT活用事例集や市内特別支援学級の取組を広く活用するなどして、積極的にICT機器を活用し、発達障害のある児童生徒の学習における困難の改善を図る取組を推進する。

キ 交流及び共同学習の推進

通常の学級の児童生徒と特別支援学級の児童生徒が、社会性を養い、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むために、教科、領域等における児童生徒の実態に応じて交流及び共同学習を推進します。

ク 小中連携、一貫教育における取組の推進

「学び」と「育ち」の視点¹から、9年間を見通した系統的な指導方法について、国や都における教育課程の研究を基に、特別支援学級におけるカリキュラム連携について研究していきます。

また、発達の段階に応じたつながりのある継続した支援を実現するために、小中学校の情報共有や引き継ぎを確実にを行います。

8 個別指導計画

学校生活支援シートに示された学校での支援を具体化した支援計画

9 交流及び共同学習

交流及び共同学習は、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校（以下「小・中学校等」という。）及び特別支援学校等が行う、障害のある子供と障害のない子供、あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に活動すること

10 「学び」と「育ち」の視点

府中市では義務教育9年間を通じた「学び」と「育ち」の系統性、継続性を重視して円滑かつ効果的な接続を図るために、小中連携、一貫教育の取組を行っています。

「学び」の視点・・・学習指導要領の確実な実施と基礎学力の確実な定着

「育ち」の視点・・・基本的生活習慣や社会性の確立と人間関係形成能力の育成

取組 2 知的障害特別支援学級における指導の充実

ア 教育課程の研究

授業内容や時数、学校行事の扱い等について、各小中学校において引き続き検討を行い、より一層、児童生徒の実態に応じた教育課程を編成するとともに、児童生徒一人一人に個別指導計画を作成し、効果的な指導を展開します。

イ ICT機器を活用した授業改善

読むことや書くことが苦手な子供に対する大型ディスプレイを使った視覚情報提示や、実物投影機とタブレットPCを使って子供の学習意欲を高める取組など、子供たちの興味関心を引き付けたり、理解の促進を行ったりする、魅力ある授業づくりを行います。また、教員の指導力向上を図るための研修会等を充実します。

ウ 言語に関する能力の育成

学習指導要領の教育課程の一般方針では、言語に関する能力の育成を重視し、各教科等において言語活動の充実を推進しています。このことにより、論理や思考等の知的活動のみならず、コミュニケーションや感性・情緒を育み、国語科で培った能力を基本に、言語に関する能力を育成していきます。

エ 個別指導計画の活用

児童生徒一人一人に、障害の状態等の的確な把握に基づいた「自立活動¹¹」を設定する等、適切な個別指導計画を作成し、具体的な指導目標や指導内容を定め、それに基づいて個に応じた指導を展開します。

オ 知的障害特別支援学級の適正な規模と配置

現在、府中市では、知的障害特別支援学級を、小学校に6校（二小、四小、五小、九小、小柳小、南町小）、中学校に3校（一中、二中、四中）設置しています。今後は、児童生徒の状況に応じて、配置校や学区域等の見直し、中学校への知的障害特別支援学級配置校の増設、情緒障害特別支援学級の設置につきましても検討してまいります。

【特別支援学級（固定学級）在籍児童生徒数推移】

単位（人）

種 別		学校 区分	児童・生徒数				
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
固定学級	知的障害学級	小学校	144	149	161	165	158
		中学校	90	89	77	79	90
計			234	238	238	244	248

（各年度5月1日現在）

1.1 自立活動

特別支援学校学習指導要領に示されている領域の一つで、個々の幼児、児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、心身の調和的発達の基盤を培う教育活動。健康の保持、心理的な安定、人間関係の形成、環境の把握、身体の動き、コミュニケーションの六つの区分がある。

カ 交流及び共同学習の推進（再掲）

通常の学級の児童生徒と特別支援学級の児童生徒が、社会性を養い、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むために、教科、領域等における児童生徒の実態に応じて交流及び共同学習を推進します。

【副籍者数・交流及び共同学習実施数】 単位（人）

年度	平成 29 年度	平成 30 年度
副籍者数	1 3 7	1 5 3
交流及び共同 学習実績数	1 0 8	1 1 2

（各年度 5 月 1 日現在）

取組 3 特別支援教室における指導の充実

ア 小学校特別支援教室の充実

平成 30 年度、全ての市立小学校に特別支援教室¹²を設置し、発達障害教育を担当する教員が拠点校から各学校を巡回して指導しています。これまで通級指導学級で行ってきた特別な指導（「自立活動」）を児童・生徒が在籍校で受けられるようになり、他校への移動時間や移動時の安全といった児童の負担や保護者の送迎の負担の軽減が図られました。在籍学級の時間割等に応じて特別支援教室での指導の時間を柔軟に設定することが可能になることにより、在籍学級での授業の遅れに対する不安の軽減が図られています。（拠点校 三小、八小、九小、住吉小、南白糸台小）

今後、特別支援教室導入による成果や課題をまとめ、児童・生徒の状況や実態を踏まえて拠点校の増設を検討し、特別支援教室における指導の在り方を検討します。

イ 中学校への特別支援教室の設置

令和元年度に府中第三中学校を拠点校としたモデル事業¹³を実施し、令和 2 年度から全ての中学校で特別支援教室を開設します。特別支援教室導入後、小学校と同様に指導方法の在り方や拠点校の増設を検討していきます。

【特別支援教室在籍児童生徒数推移】

単位（人）

種 別		学校 区分	児童・生徒数				
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
通級指導	特別支援教室 （情緒障害学級）	小学校	1 7 5	2 0 7	2 3 0	3 0 2	3 5 1
		中学校	3 7	3 9	4 6	4 8	6 1
計			2 1 2	2 4 6	2 7 6	3 5 0	4 1 2

（各年度 5 月 1 日現在）

1 2 特別支援教室

通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする自閉症児、情緒障害児及び注意欠陥多動性障害児を対象とし、教員が巡回することによって、特別な指導を在籍校で受けられるようにするための教室

1 3 令和元年度に府中第三中学校を拠点校としたモデル事業

府中第一中学校と府中第二中学校に特別支援教室を設置し、拠点校である府中第三中学校の教員が巡回指導を行うモデル事業

ウ 通常の学級との連携

通級指導学級担当教員や巡回指導教員は、児童生徒の障害の状態について在籍学級担任と共通認識を深め、協働して指導する体制を構築することが必要となります。巡回指導教員と担任等とのコミュニケーションが自然に行われるよう、職員室や教室の整備を行います。

エ 個別指導計画に基づく指導の一層の充実

児童生徒の発達の特性や、障害による学習上又は生活上の困難を的確に捉え、児童生徒が現在行っていることや指導すればできること、環境を整えればできること等、児童生徒の実態に応じて環境を整えつつ、ICT機器の活用等、指導内容・方法を工夫し、児童生徒の自立と社会参加につながる指導となるように留意して作成します。

オ 指導の成果の把握及び退室の検討

指導開始時に指導の理由・目標、指導終了の見込み等を具体的かつ明確に設定し、目標の達成度合を学期ごとなどに定期的に評価します。指導の成果を把握するとともに、改善が見られた場合には、指導時数の見直しや退級・退室の判定を行います。

取組 4 通級指導学級（言語障害、難聴）における指導の充実

難聴学級を小学校 1 校（住吉小）、言語障害学級を 2 校（一小、住吉小）に設置しています。障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした「自立活動」と、障害に応じた配慮を主とした「教科の補充指導」の一層の充実を図ります。

ア 個別指導計画に基づく指導の充実（再掲）

児童・生徒一人一人に、障害の状態等の的確な把握に基づいた自立活動における個別の指導計画を作成し、具体的な指導目標や指導内容を定め、それに基づいて指導を展開する。

イ ICT 機器等の活用による指導方法の工夫

言葉の読み書き等の指導に有効なアプリケーション等を活用し、指導の質の向上や充実を図ります。

ウ 担当教員への支援

言語聴覚士、学識経験者などの専門家による研修を実施し、障害の理解や指導方法の改善など、教員の指導力向上を図ります。

【通級指導学級（言語障害、難聴）在籍児童生徒数推移】

単位（人）

種 別	学校 区分	児童・生徒数					
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
通級指導	難聴学級	小学校	7	7	9	7	5
	言語障害学級	小学校	53	61	60	84	86
計			60	68	69	91	91

（各年度5月1日現在）

取組 5 特別支援教育に関する専門性の向上

特別支援学級担当教員が児童生徒一人一人の障害に応じた指導方法を身に付け、指導力の向上を図ることは、特別支援学級の教育の質を上げていくために重要となります。全ての教員が特別支援教育に関する理解を深め、専門性を高め、指導力の向上を図ることを目指します。今後は、共生社会の実現に向けて、全ての教職員に対する特別支援教育等の理解・啓発のための研修や、特別支援教育コーディネーター等の専門的な教育的支援を行える人材育成のための研修を実施していきます。

ア 通常の学級の教員を対象とした研修の充実

特別な支援を必要とする児童生徒への個に応じた指導の充実を目指し、通常の学級の教員を対象にした、個別指導計画や学校生活支援シート（個別の教育支援計画）¹の作成・活用に係る研修を実施します。

イ 発達障害教育に関する専門性の向上

特別支援教室の巡回指導教員等、発達障害教育を中心となって担う教員や職員を対象に、発達障害のある児童・生徒の行動特性や指導の在り方等について研修を行い、専門性の向上を図ります。

1 4 学校生活支援シート（個別の教育支援計画）

本人や保護者の希望を踏まえて、教育・保健・医療・福祉等が連携して幼児、児童、生徒を支援していく長期計画。文部科学省では「個別の教育支援計画」、東京都では「学校生活支援シート」

本人や保護者に対する支援に関する必要な情報が記載され、乳幼児期から学校卒業後までの一貫性のある支援を行っていくためのツールである。

方向性 取組を支える環境の整備

取組 1 教育相談体制の充実

ア 教育センターにおける教育相談体制

○就学相談 ・就学、転学相談 ・就学前相談 ・適応相談	○教育相談 ・教員からの相談 ・児童生徒との面談 ・保護者との面談	○巡回相談 ・校内委員会への参加 ・教員からの相談 ・研修会	○スクールソーシャルワーカー ・関係機関との連携 ・家庭訪問 ・校内委員会への参加
--------------------------------------	--	---	--

就学相談員、教育相談員、巡回相談、スクールソーシャルワーカー¹により、学校と関係機関との連絡や調整を行うとともに、学校への助言や支援を行います。

【教育センターの相談数】

年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
電話相談	3 5 9	4 3 8	5 6 2	5 1 1	4 7 0
教育相談	5 2 6	6 1 4	6 2 7	7 2 1	8 0 9

(各年度 5 月 1 日現在)

イ 巡回相談の充実

児童生徒一人一人のニーズを把握し、児童生徒が必要とする支援の内容と方法を明らかにするために、担任、特別支援教育コーディネーター¹、保護者など児童生徒の支援を実施する者の相談を受け、助言することが巡回相談の目的となります。

また、学校が行う様々な支援の実施と評価についても学校に積極的に協力する体制を整えていきます。

ウ 学校、学級不適應への支援

発達障害のある児童生徒は、その障害特性から授業中の離席など衝動的な行動を起こしたり、周囲からの理解が得られず疎外感を感じやすいことから不登校になったりするなど、様々な学校、学級不適應を起こすことがあります。

学校では、不登校の要因・背景が多様・複雑化していることから、初期段階での適切なアセスメント¹を行うため、専門家の協力を得る体制を構築する必要があります。学校へのスクールソーシャルワーカーの派遣や専門家の巡回などによる重層的な学校支援体制を検討していきます。

1 5 スクールソーシャルワーカー

児童・生徒の問題に対し、保護者や教員と協力しながら問題の解決を図る専門職。

府中市では、不登校や児童虐待など、学校だけでは対応が困難な事例に対して、社会福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーが、児童相談所や医療機関、子ども家庭支援センター「たち」など関係機関と調整・連携を図りながら問題の改善を図ります。

1 6 特別支援教育コーディネーター

特別な支援を必要とする児童生徒やその保護者のニーズに対する適切な支援を実施するために、学校内の教職員及び学校外の関係機関や専門家等との連絡や調整を行う教員。各学校の校長が指名する。

1 7 アセスメント

標準化された検査法等を用いて、児童、生徒の障害の状態や発達の段階、技能水準を把握すること

取組 2 就学相談の充実

障害のある児童生徒の可能性を最大限に伸張し、社会自立・社会参加するための基盤となる生きる力を培うために、児童生徒一人一人の特別な教育的ニーズに配慮した就学相談を行う必要があります。相談の過程においては、保護者や本人の意向を尊重しながら、教育、医学、心理学等の観点から総合的な判断を行い、一人一人のライフステージを見通した適切な相談を進めることが大切です。

ア 就学前相談の充実

小学校に就学する前の障害のある子供や、発達に気になることがある子供の保護者への支援として、子ども発達支援センターあゆの子（心身障害者福祉センター）、子ども家庭支援課母子保健係（保健センター）等、就学前施設との連携を行います。

保護者対象の研修会、教育や就学に関する説明会、個別相談会の一層の充実を図ります。

イ 就学相談、転学相談の充実

特別支援学級の固定学級の就学相談の流れは、始めに保護者からの教育センター就学相談室への申込みを受けて、就学相談員が就学相談の仕組みや内容を保護者に説明します。その後、教育相談室での、面接相談、医師問診、行動観察、発達検査等を含めた相談を行います。さらに、就学支援協議会で、それぞれの専門家による協議を行い、その判断の結果を保護者に伝えるとともに、保護者の了解を得て、就学先の学校へ伝える、という流れをとっています。就学相談の結果と異なる就学や、引き続き心配や不安のある場合においては、継続的に就学相談員による学校訪問を行い、児童生徒、保護者、学校に対しての支援を一層充実させていきます。

【就学相談の基本的な考え方】

- 1 障害のある児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育を保障することを基本理念とします。

児童生徒のライフステージを見通し、就学支援シートを活用して障害の種類や程度、発達の状態及び個々の教育内容・方法に基づく適切な就学を進めます。

保護者に対して就学に関する的確な情報を伝え、より深い理解と納得が得られる相談を行います。

- 2 児童生徒にとって最もふさわしい教育を行うという視点に立ち、教育委員会の責任と判断において適切な就学相談を行います。
 - 関係機関との連携を密にし、教育学、医学、心理学等の専門家の意見を聴取した上で、総合的かつ慎重な判断を行います。
 - 教育環境の弾力的な取扱いについては、障害に応じた適切な就学のための環境が整備されていることについて十分に考慮して判断を行います。

ウ 幼稚園、保育園等と連携した理解促進

障害のある幼児、児童、生徒への教育相談として、就学前相談、就学相談、転学・適応相談を行っています。

児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育を保証することを基本理念とし、「ちゅうファイル」を活用しながら、教育委員会の責任と判断において適切な就学相談を行っていることを幼稚園や保育園に周知する取組を検討します。

取組 3 児童生徒のライフステージにおける連続性のある支援

ア 個別指導計画の活用

個別指導計画は、学校生活支援シートに示された学校での支援を具体化し、児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細やかな指導を行うためのツールとして重要です。児童生徒の教育ニーズを的確に把握するためには、日常生活場面の様子を把握している保護者の意見を聞くことが大切であることから、保護者の積極的な参画を促し、より主体的に係るようにするとともに、その意見を十分に踏まえて作成する必要があります。

イ 学校生活支援シート（個別の教育支援計画）の活用

学校生活支援シートは、進級や進学といったライフステージの節目をつなぎ、切れ目ない支援を行うためのツールとして重要となります。学校生活支援シートが必要な児童生徒に作成され、有効に活用されるように学校を支援していきます。

ウ 「ちゅうファイル」を活用した連携の充実

「ちゅうファイル」は、福祉的支援を必要とする方のライフステージが変化しても、必要な支援が継続できる一助とすることを目的に作成されたものです。所管しているのは、府中市となります。教育委員会としても、関係課と連携を図り就学支援ファイルとして活用していきます。

取組 1 特別支援教育の理解促進

ア 「ふちゅうの教育」等による啓発

特別支援教育や障害等に関する正しい理解や支援の輪を広げるため、教育委員会の刊行物（ふちゅうの教育）教育委員会や学校のホームページ等を活用しながら、保護者や地域に対する理解啓発活動の一層の充実を図ります。

イ 専門職員の派遣による研修等の充実

特別支援教育は、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育や指導を通して、必要な指導・支援を行うものです。したがって、全ての学校、通常の学級も含めた全ての学級が障害のある児童生徒の教育の場となります。障害のある児童生徒の理解は、教職員の理解や指導の姿勢が、児童生徒に大きく影響することに留意し、学校や学級内における温かい人間関係づくりを進めるために、専門員等を各学校に派遣し、障害者理解に関わる教育を推進していきます。

取組 2 保護者、地域及び関係機関との連携

ア P T A や保護者に対する研修会等の実施

特別支援教育を推進していく上で、特別支援教育について保護者や地域に対する理解啓発活動が重要となります。P T A や保護者等を対象に講師を招へいし、特別支援教育の内容や制度についての研修会を開催していきます。また、学校の取組について学校便りに掲載するなど、各学校において積極的な広報活動を展開していきます。

イ 都立特別支援学校のセンター的機能の活用

エリアネットワーク¹のセンター校の役割を担う特別支援学校と連携し、各種委員会や研修会に講師として招へいするなど、特別支援教育に参画してもらうことが重要となります。校内委員会や特別支援教育コーディネーターの専門性の向上など、府中市立学校との学校間連携を強化し相互に学び合う関係を構築します。

ウ 府中市児童発達支援センター（仮称）等との連携

現在、「子ども発達支援センターあゆの子（心身障害者福祉センター）」との連携を行っています。今後は、平成31年4月に策定された「府中市子どもの未来応援基本方針」の考え方を踏まえながら、令和6年度の供用開始に向けて準備の進められる「府中市児童発達支援センター（仮称）」を始めとした関係機関と連携した学齢期の支援のための有機的な連携体制の確立を図っていきます。

1.8 エリアネットワーク

各区市町村を基礎的な単位として、教育、保健、医療、福祉、労働等の関係機関等が相互に密接な連携を図り、互いの機能を有効に活用するネットワーク

第3章 資料

【特別支援学級在籍状況】

単位（人）

種 別		学校区分	学 校 数	学 級 数	児童生徒数
特別支援学級	知的障害学級	小 学 校	6	22	158
		中 学 校	3	13	90
通級による 指 導	難聴学級	小 学 校	1	1	5
	言語障害学級	小 学 校	2	6	86
	特別支援教室	小 学 校	22		351
		中 学 校	3		27
計			37	42	717

（令和元年5月1日現在）

【知的障害学級】

単位（人）

学 校 名	学 級 名	学級数	種 別	児童生徒数	職員数
府中第二小学校	仲よし	3	知的障害	21	4
府中第四小学校	なかよし	4	知的障害	26	5
府中第五小学校	仲よし	6	知的障害	43	7
府中第九小学校	ふたば	3	知的障害	22	4
小柳小学校	仲よし	3	知的障害	24	4
南町小学校	仲よし	3	知的障害	22	4
府中第一中学校	K 組	5	知的障害	33	7
府中第二中学校	K 組	4	知的障害	25	6
府中第四中学校	10 組	4	知的障害	32	6

（令和元年5月1日現在）

【通級指導学級】

単位（人）

学校名	学級名	学級数	種別	児童生徒数	職員数
府中第一小学校	ことばの教室	3	言語障害（通級）	44	4
住吉小学校	ことばの教室	3	言語障害（通級）	42	4
住吉小学校	きこえの教室	1	難聴障害（通級）	5	2
府中第三小学校	つばさ教室	-	情緒障害（通級）	-	8
府中第八小学校	ひまわり教室	-	情緒障害（通級）	-	8
府中第九小学校	まなびの教室	-	情緒障害（通級）	-	7
住吉小学校	きらり教室	-	情緒障害（通級）	-	5
南白糸台小学校	せせらぎ教室	-	情緒障害（通級）	-	8
府中第三中学校		-	情緒障害（通級）	34	7

（令和元年5月1日現在）

【 取組の年次計画 】

取組内容 / 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
○府中市教育委員会	第6次府中市総合計画後期基本計画		○第7次府中市総合計画	
	第2次府中市学校教育プラン			
	第3次府中市学校教育プラン検討		○第3次府中市学校教育プラン	○第4次推進計画の実施
	第3次計画の実施と進行管理			
	第4次計画の検討・検討委員会の運営			
	府中市児童発達支援センター（仮称）との連携準備			
	○特別支援学級増設検討委員会	○特別支援学級増設検討委員会	特別支援教室 ○小学校（拠点校6校） ○中学校（拠点校3校）	
○府中市立学校	第3次計画の実施			○第4次推進計画の実施
	○特別支援学級増設検討委員会	○特別支援学級増設検討委員会	○特別支援学級増設検討委員会	
小学校	○小学校における拠点校増設の検討	○特別支援教室拠点校増設準備	特別支援教室 ○小学校	
中学校	○中学校特別支援教室開設（拠点校2校） ○中学校における拠点校増設の検討	○特別支援教室拠点校増設準備	（拠点校6校） ○中学校（拠点校3校）	

